

下妻市復興推進協議会規約

(設置)

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）の作成及び同条第9項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた当該復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）の実施に関し必要な事項について協議するため、下妻市復興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第2条第3項第3号に規定する復興推進事業（以下「復興支援貸付事業」という。）に関する復興推進計画の作成及びこれに付随する事項に関すること。
- (2) 復興支援貸付事業に関する認定復興推進計画の変更に関すること。
- (3) 法第11条第1項に規定する新たな規制の特例措置等（金融に関する事項に限る。）に関すること。
- (4) その他復興支援貸付事業に関する認定復興推進計画の実施に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる団体等をもって構成する。

- (1) 下妻市
- (2) 株式会社 常陽銀行
- (3) 株式会社 三菱東京UFJ銀行
- (4) 法第2条第3項に規定する復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
2 市は、必要があると認めるときは、法第13条第3項各号に掲げる者を構成員として加えることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は下妻市市長公室長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第6条 協議会の会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会解散)

第7条 協議会を解散する場合は、構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、下妻市役所総務部市長公室において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成25年1月29日から施行する。